

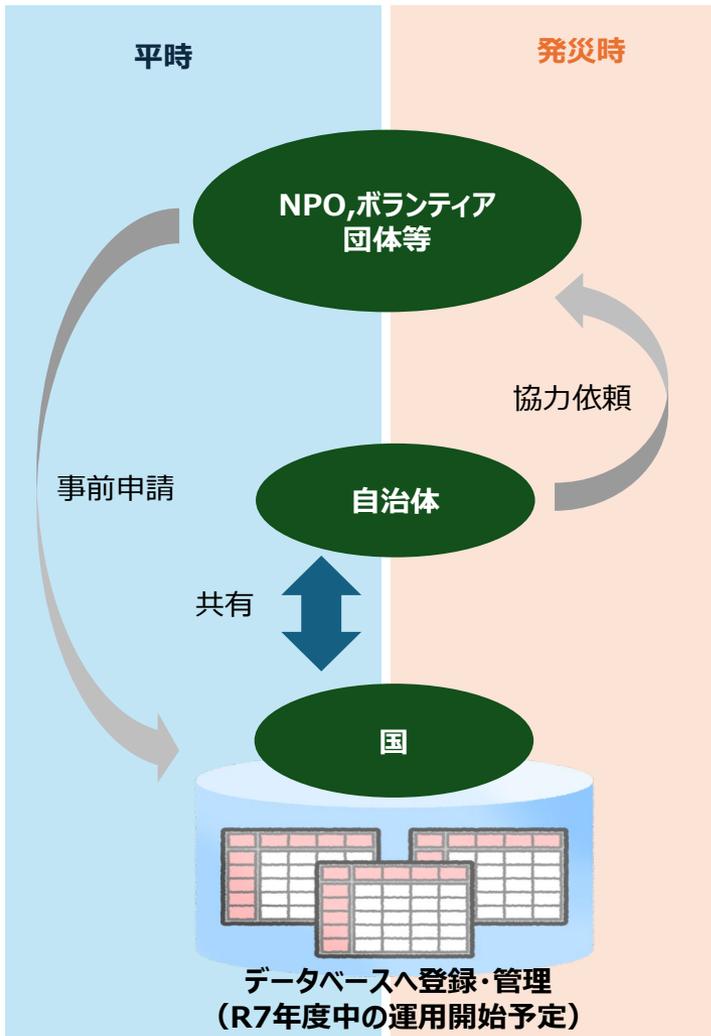
# 災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただいているところ。
- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。



# 登録団体データベースについて

- 申請に基づき、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録し、データベースを構築。**
- 登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をHP、データベース等で公表して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進。
- 発災時には、被災自治体がデータベースを参照することで、**円滑な連携**を期待。



## ＜自治体へ共有されるデータベースの内容＞

- 登録年月日及び登録番号
- 団体の名称及び住所、代表者氏名、設立年月日
- 活動を行おうとする地域
- 登録を受けた被災者援護協力業務（活動分野）
- 過去の被災地での活動実績
- 活動実績に関連する被災自治体の情報
- 災害中間支援組織との関係
- 個人情報の取扱いに関する体制
- 団体との連絡調整に必要な団体の連絡先など

できるだけ多くの情報を開示することで透明性を高め、平時に行政機関との訓練・研修を通じて、互いに顔の見える関係を構築し、災害発生時に、登録団体の信頼性を確保する。

# 登録制度運用の3ステップ

## STEP1 支援に関わる団体の登録によりDBにリストアップする

どこに、どのような能力・実績のある団体があるのか。  
この団体はどういう団体なのか、誰に聞けばいいのか。

「見える」

## STEP2 連携しやすい環境を作る

自治体と登録団体とが連携しやすくする環境を作る。  
併せて、登録団体のネットワーク化や  
研修の充実を通じて個々の団体の効力向上と、団体間の連携の枠組みを進化させる。  
→災害中間支援組織を中心とした地域ごとのネットワークを充実・地域の  
対応力を強化する。

「つながる」

## STEP3 支援に関わる団体の育成を支援する

地域ごとに登録された団体のスキルアップを図る。

- 個人情報取扱のスキル強化
- 被災者支援の技能向上（避難所、家屋保全、子ども支援、食と栄養、ペット…）

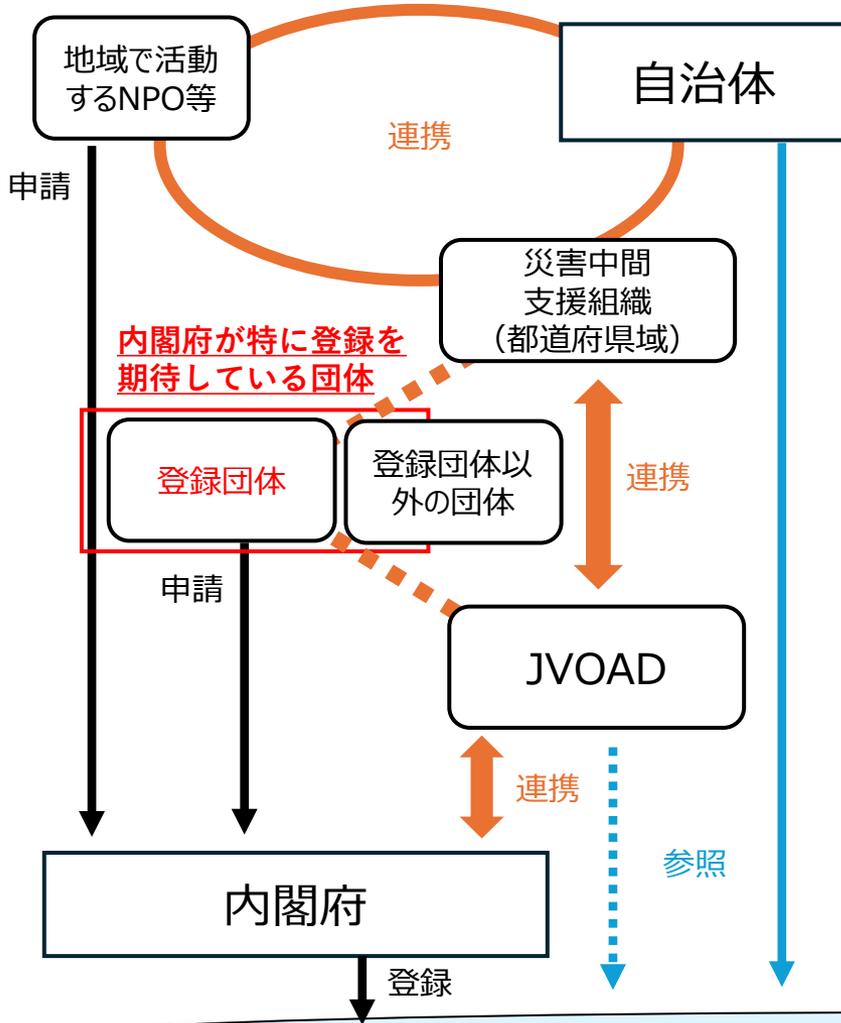
災害中間支援組織によるコーディネーション機能を強化する。

- JVOADに加えて都道府県域の災害中間支援組織の育成）

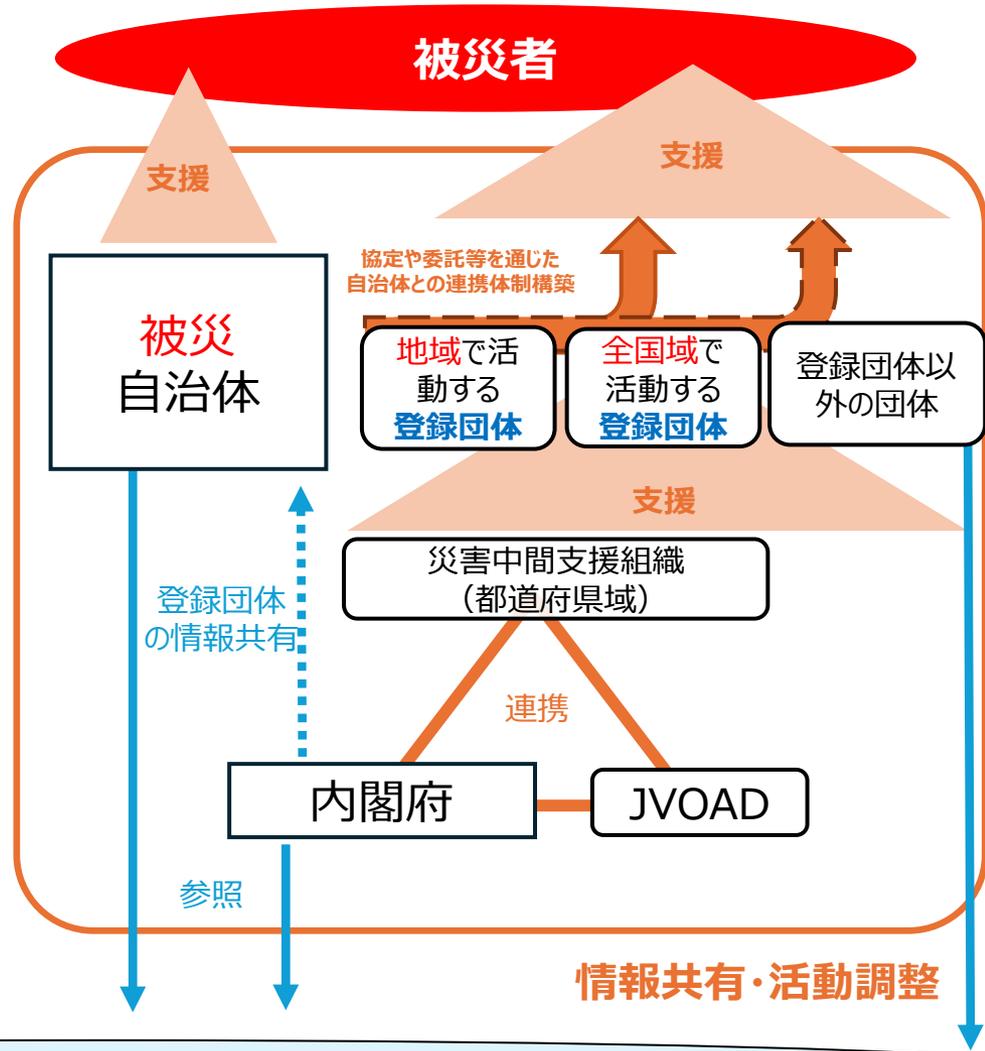
「育つ」

# 被災者援護協力団体制度の運用イメージ

平時



発災時



被災者援護協力団体データベース（内閣府）

## 登録制度の運用の基本的な考え方

- ◆登録制度は、DBを活用して、平時から官民連携・民民連携の体制を構築して、発災時に被災者援護の一助とする趣旨。
- ◆登録制度は、登録団体の自主性を尊重して運用する。
- ◆登録制度は、登録しない団体に制限がかかるものではなく、また、登録されたことだけを理由に特別な認可や権限を付与するものではない。

### 登録することの意義

公助のサポート

発災時に、被災者台帳の共有や、災害救助費等を活用した業務委託が円滑に進むよう、登録団体と被災者支援にあたる地方公共団体等が、平時から訓練や研修を通じ、情報共有や信頼関係の構築をはかる。

(\*) 本登録制度は、登録されたことだけをもって、登録された団体に対して特別な権限が付与されるものではなく、行政機関から実費支弁がされること又は被災者台帳をはじめとする機密情報が提供されることを保証するものではありません。

活動情報の見える化

平時に、災害中間支援組織とNPOが連絡を取り合い、民民連携を進める。被災自治体は、発災時にデータベースにアクセスし、被災地に駆けつけた登録団体の活動実績や業務方法を、速やかに確認できる。登録しない団体も、公表情報を活用し、被災地の現場で登録団体と連携できる。